

## 道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度の概要（令和6年4月現在）

## 【留意事項】

本資料は、各種支援制度の概要を記載したものです。制度の詳細（※）は、必ず、各市町村の担当部署に御確認ください。

※1 「応募要件の概要」欄等に記載されている「大学等」の範囲は、事業を実施している市町村により異なります。

※2 「金額」欄に記載されている金額は、学校種（大学・短大等）や設置者（国公立・私立）などにより金額が異なる場合があります。

※3 制度の対象者、所得要件、募集人数、他の支援制度との併用の可否、返還免除の要件などの諸条件は、事業を実施している市町村により異なります。

※4 高等学校（相当する学校を含む。）に関する情報は省いておりますので、各市町村や進学先の学校等に御確認ください。

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
十勝	帯広市	貸与型	住民	帯広市奨学金	帯広市の住民票に記録されている者の子弟で、大学等に在学し、経済的理由により修学が困難な者であって、学業優秀、身体健全な者	月額50,000円以内 （在学期間中）	令和6年1月4日～2月9日	—	帯広市教育委員会学校教育課	0155-65-4203	<a href="https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kyoiku/kyoiku/enjo/1004716.html">https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kyoiku/kyoiku/enjo/1004716.html</a>
十勝	帯広市	貸与型	住民	帯広市入学支度金	帯広市の住民票に記録されている者で、大学等に入学予定の者の保護者等であって、経済的理由により修学が困難な者	入学支度金500,000円以内 （3月中）	令和6年1月4日～2月9日	—	帯広市教育委員会学校教育課	0155-65-4203	<a href="https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kyoiku/kyoiku/enjo/1013083.html">https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kyoiku/kyoiku/enjo/1013083.html</a>
十勝	音更町	給付型	福祉従事	ふるさと介護福祉士育成支援奨学生奨学金	帯広大谷短期大学社会福祉科介護福祉専攻への入学を強く希望する者で、2年間学業に専念し、短大卒業後、音更町内又は十勝管内の高齢者施設、障がい者施設等で勤務する者	入学金2万円及び2年間の授業料等の学納金として授業料615,000円の合わせて635,000円を支援。	随時	—	音更町企画財政部企画課企画調整係 帯広大谷短期大学	【音更町】 0155-42-2111 （内線：212） 【帯広大谷短期大学】 0155-42-4444	【帯広大谷短期大学HP】 <a href="http://www.oaic.ac.jp/?page_id=17190">http://www.oaic.ac.jp/?page_id=17190</a>

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
十勝	音更町	給付型	ひとり親	音更町ひとり親家庭等自立支援事業	帯広大谷短期大学で介護福祉士資格を取得し、町内の高齢者施設等に就職しようとするひとり親家庭等の父母	入学金や授業料などの学納金から、各年次の前期及び後期の納期においてそれぞれ自己負担額25,000円を控除した額	随時	—	音更町保健福祉部子ども福祉課子ども福祉係 帯広大谷短期大学	【音更町】 0155-42-2111 (内線: 534) 【帯広大谷短期大学】 0155-42-4444	【音更町HP】 <a href="https://www.town.otofuke.hokkaido.jp/kurashi/kodomo/hojo/hitorioyakatei/ziritusienn.html">https://www.town.otofuke.hokkaido.jp/kurashi/kodomo/hojo/hitorioyakatei/ziritusienn.html</a>
十勝	士幌町	貸与型	特定学校	士幌町修学資金貸付事業	士幌高校を卒業後、大学に修学することが確実な者及び修学した者で、大学入学後の学業成績が良好で、かつ、行いが善良な者	1年次92万円、2～4年次は各42万円を限度とする	随時	—	士幌町教育委員会（士幌高等学校）	01564-5-3121	<a href="https://shihoro-highschool.com/control-panel/wp-content/uploads/2019/07/あなたの夢をかなえるために応援します!.pdf">https://shihoro-highschool.com/control-panel/wp-content/uploads/2019/07/あなたの夢をかなえるために応援します!.pdf</a>
十勝	士幌町	貸与型	医療従事（医師）	士幌町医師修学資金貸付	大学医学部等に在学する者であって、将来士幌町国民健康保険病院の医師として勤務しようとする者	月額150,000円以内（在学期間中）	随時	修学終了後に士幌町国民健康保険病院で医師として3年以上在職したとき	士幌町国民健康保険病院総務係	01564-5-2106	—
十勝	士幌町	給付型	医療従事（医師以外）	士幌町看護職員等奨学金返還支援	日本学生機構等の奨学金を利用して看護師・介護士・介護福祉士・幼稚園教諭かつ保育士となる資格を取得し、町内の医療機関・福祉施設等に就職した方の返還支援を町で助成します。（在学期間中卒業の6ヵ月前までに認定申請書を提出した者で、助成を受けようとする年度に1年間継続して医療機関及び福祉施設等にフルタイムで勤務する者）	看護師 年間返還支援上限額：36万円 介護福祉士・幼稚園教諭かつ保育士 年間返還支援上限額：24万円 給付期間：最長10年間	随時 在学期間中の卒業6ヵ月前までに認定申請書の提出が必要	—	士幌町保健福祉課子ども家庭係	01564-5-2108	—

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
十勝	士幌町	給付型	住民	士幌町奨学金返還支援事業	士幌町に定住する意志があり、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、事業所等に就労した30歳以下の者	年額20万円又は前年度の年間返還額のいずれか少ない額	随時	-	士幌町地域戦略課まちづくり推進係	01564-5-5212	<a href="https://www.shiho-ro.jp/town/detail.php?content=722">https://www.shiho-ro.jp/town/detail.php?content=722</a>
十勝	上士幌町	貸与型	特定業種	上士幌町農業後継者奨学資金支給事業	上士幌町に住所を有する者又はその子弟で、大学等に在学し、優秀と認められる者であって、卒業後、上士幌町に在住し、農業に従事しようとする者	月額15,000円以内（在学期間中）	随時	学校の課程を修了した後、上士幌町において農業に従事した期間が3年に達したとき	上士幌町農林課農産担当	01564-2-4292	-
十勝	上士幌町	給付型	特定学校	北海道上士幌高等学校振興会奨学金給付	上士幌高等学校を卒業する者で、大学等に進学する、良体健康、学業優秀、性行善良な者	月額/進学特別待遇・スポーツ特別待遇5,000円 入学奨励金/500,000円以内	随時	-	上士幌高等学校振興会事務局 ・上士幌町教育委員会 ・上士幌高等学校内	教委TEL01564-2-3014 高校TEL01564-2-4628	-
十勝	鹿追町	貸与型	特定学校	鹿追町修学資金貸付制度	鹿追高等学校を卒業した者で、大学等に在学し、修学資金の貸与を希望する者	月額/100,000円以内（在学期間中）	随時	・医師は、修学終了後に、町の要請に基づき、町の機関に就職し、6年以上在職したとき（全額免除） ・平成30～令和7年度までの借受者に限り、令和8年度までに国等が指定する介護福祉士養成施設を卒業し、町長の指定する町内の介護老人福祉施設または介護老人保健施設等に介護福祉士として従事したとき ※在職年数により免除割合が異なる	鹿追町教育委員会学校教育課	0156-66-2646	<a href="https://www.town.shikaoui.gp.jp/kurashi/kyoiku_bunka/school/kyoiku_enjo/shikin_kashitsuke/">https://www.town.shikaoui.gp.jp/kurashi/kyoiku_bunka/school/kyoiku_enjo/shikin_kashitsuke/</a>
十勝	新得町	貸与型	住民	新得町入学資金貸付	新得町に居住する者で、大学等に入学することが決定した子弟を有し、経済的理由により入学資金が必要な者	入学資金500,000円以内	12月～1月	-	新得町教育委員会学校教育課	0156-64-0531	-

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
十勝	清水町	貸与型	住民	清水町奨学金制度	清水町内に居住する者の子弟で、大学等に在学し、経済的理由により修学困難な者であって、身体健康で向学心があり、かつ行いが善良な者	月額/50,000円以内（在学期間中）、 入学一時金/300,000円以内	随時	清水町民として引き続き5年以上就業し、その後も継続する意志がある場合（一部又は全額免除）	清水町教育委員会学校教育課	0156-62-5138	<a href="https://www.town.shimizu.hokkaido.jp/living/living01.html">https://www.town.shimizu.hokkaido.jp/living/living01.html</a>
十勝	芽室町	貸与型	住民	芽室町奨学金貸付制度	芽室町内に居住する者の子弟で、大学等に在学し、経済的な理由により奨学金を必要としている者	修学金 年500,000円以内 入学一時納付金 300,000円以内	随時	卒業後、町内に2年以上居住し、償還免除決定時に町内に居住しているほか、町税及び国民健康保険税を完納し、償還の遅延が無いこと	芽室町教育委員会教育推進課	0155-62-9729	<a href="https://www.memuro.net/administration/soshiki/kyouiku/iinkai/enjo/syougakukin.html">https://www.memuro.net/administration/soshiki/kyouiku/iinkai/enjo/syougakukin.html</a>
十勝	中札内村	貸与型	住民	永井明奨学資金貸付	中札内村に居住するものの子弟で、向上心に富み、有能な素質を持ちながら経済的な理由により修学が困難なもので、奨学資金の貸付けを必要とするもの	高校月額30,000円以内（高専含む） 大学月額50,000円以内（短大、専修学校を含む）  【入学等一時金】 高校（高専を含む）150,000円以内 大学（短大・専修学校を含む）400,000円以内  貸付金に利息を付さない。	随時	—	中札内村教育委員会	0155-67-2929	<a href="https://www.vill.nakasatsunai.hokkaido.jp/kyouiku/kvouikujiosei/nagaiakiras-yogakukin/">https://www.vill.nakasatsunai.hokkaido.jp/kyouiku/kvouikujiosei/nagaiakiras-yogakukin/</a>
十勝	更別村	貸与型	医療従事（医師以外）	更別村看護職員養成修学資金貸付	看護職員養成施設に在学する者で将来更別村において看護職員の業務に従事しようとする者	月額50,000円以内（在学期間中）	随時	養成施設卒業日から1年以内に看護職員の免許を取得し、免許取得後速やかに更別村内において看護業務に従事した場合において、その期間が引き続き5年に達したとき	更別村保健福祉課保健推進係	0155-53-3000	—
十勝	大樹町	貸与型	住民	大樹町奨学金	大樹町に住所を有する者の子弟で、大学等に在学し、経済的な理由により修学が困難な者であって、学業に熱心な者	月額30,000円以内（在学期間中） 入学一時金300,000円以内	随時	—	大樹町教育委員会学校教育課	01558-6-2130	<a href="http://www.town.taiki.hokkaido.jp/soshiki/gakko_kyoiku/gakko_kyoiku/syougakukin.html">http://www.town.taiki.hokkaido.jp/soshiki/gakko_kyoiku/gakko_kyoiku/syougakukin.html</a>
十勝	池田町	利子等償還支援	住民	池田町育英会利子助成制度	池田町内に居住している者及び子弟に係る、専修学校等に係る借入金に対する利子等の一部を助成	年額118,800円を限度	随時	—	池田町教育委員会教育課	015-572-5222	—

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
十勝	本別町	貸与型	福祉従事	本別町介護福祉士修学資金貸付制度	本別町に住所を有する者又はその子弟で、介護福祉士の資格を取得し、本別町内の介護サービス事業所や障がい者福祉施設に勤務を希望する者	月額50,000円以内 （在学期間中）	随時	資格取得後、介護福祉士として町内の介護サービス事業所等で修学資金の貸付期間の2倍に相当する期間在職したとき	本別町総合ケアセンター	0156-22-8520	<a href="https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/welfare/details/kaigokasituke.html">https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/welfare/details/kaigokasituke.html</a>
十勝	本別町	貸与型	住民	本別町野田永述育英奨学資金貸付事業	本別町に住所を有する者の子弟で、大学等に進学及び修学する者であって経済的な理由により奨学資金を必要とし、身体健康で成績優秀素行善良な者	月額30,000円以内 （在学期間中） 入学準備貸与金100,000円以内	随時	学校を卒業した日から2年以内に本別町に住居登録し、かつ教育委員会が別に定める町内の指定業種に就職し従事しているとき	本別町教育委員会管理課	0156-22-2331	-
十勝	本別町	貸与型	医療従事	本別町医療職員養成修学資金貸付制度	将来本町の医療職員として、医療業務に従事しようとする者に対して、医療技術等の修学に必要な学資金を貸付けます。 （貸付対象者） （1）保健師助産師看護師法の規定に基づく大学、学校又は養成所に修学する者 （2）その他町長が特に必要と認める医療技術者として医療業務に従事するため修学する者	修学資金の貸付金額は、月額100,000円の範囲内で町長が定める。	随時	（償還の免除） 免許取得後、修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、本町の医療職員として医療業務に従事したとき～償還債務の全部 免許取得後、本町の医療職員として2年以上医療業務に従事したとき 償還金の一部  （償還の猶予） 免許取得後、本町の医療職員として医療業務に従事しているとき	本別町総務課	0156-22-8120	<a href="https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/administration/details/post_104.html">https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/administration/details/post_104.html</a>
十勝	足寄町	貸与型	福祉従事	足寄町介護福祉士修学資金貸付制度	介護福祉士養成施設に入学する日の属する年の3月に足寄高校を卒業した者であって、介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者	月額50,000円以内 （在学期間中）	随時	介護福祉士の資格取得後、介護福祉士として町内の介護保険施設等に修学資金の貸付期間の2倍に相当する期間在職したとき	足寄町福祉課 総合支援相談室	0156-25-2141	-

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
十勝	足寄町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	足寄町医師等修学資金貸付事業	大学医学部、看護師等養成施設に在学する者で、将来医師又は看護師等として足寄町に勤務を志望する者	月額200,000円以内（在学期間中）	随時	医師又は看護師等免許取得後、医師又は看護師等として足寄町に一定期間在職したとき	足寄町福祉課保健福祉室	0156-25-2141	—
十勝	陸別町	貸与型	住民	陸別町奨学資金貸付制度	陸別町に住居登録し、居住している者の子弟であって、大学等の在学者（同町の医療介護技術職員養成修学資金貸付を受けていない者であること）	月額50,000円以内（在学期間中）	随時	最終学校卒業後（退学した場合は退学後）、一定期間以上、陸別町に定住したとき	陸別町教育委員会管理担当	0156-27-2123	<a href="https://www.rikubetsu.jp/kvoiku/gakkoukyouiku/syougakusikinn/">https://www.rikubetsu.jp/kvoiku/gakkoukyouiku/syougakusikinn/</a>
十勝	陸別町	貸与型	医療従事（医師以外）	医療介護技術職員養成修学資金貸付	医療介護技術職員の資格を取得するために修学しようとする者で、貸付期間修了後速やかに貸付期間以上、陸別町内の施設に勤務することを誓約した者	月額80,000円以内（在学期間中）	随時	資格取得後、貸付期間以上陸別町内の施設に勤務したとき	陸別町保健福祉センター保健指導担当	0156-27-8001	<a href="https://www.rikubetsu.jp/kurashi/iryogujyutu/">https://www.rikubetsu.jp/kurashi/iryogujyutu/</a>
十勝	浦幌町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	浦幌町医療技術者等修学資金貸付事業	浦幌町民の子弟であって、医師、歯科医師、保健師養成施設に在学する者で将来浦幌町内の医療施設等において医療業務等に従事しようとする者	月額70,000円以内（在学期間中）	随時	浦幌町内の医療施設等で医療業務に下記期間従事した場合全額免除 ○医師…5年以上従事 ○保健師…3年以上従事	浦幌町保健福祉課保健予防係	015-576-5111	—
十勝	広尾町	利子等償還支援	住民	広尾町奨学金返還支援事業	広尾町民であって、町内事業所等に就業し、就学のために貸与を受けた奨学金の返還を行っている35歳以下の者	年額12万円を限度	随時	—	広尾町企画課企画防災係	01558-2-0184	<a href="https://www.town.hiroo.lg.jp/kurashi/iiuu/iiu-shien/syougakukin/">https://www.town.hiroo.lg.jp/kurashi/iiuu/iiu-shien/syougakukin/</a>
十勝	広尾町	貸与型	医療従事（医師以外）	広尾町医療技術者等修学資金貸付制度	医療技術者等を養成する学校又は養成施設に在学している方で、卒業後、広尾町役場又は広尾町内の医療機関等で勤務する意欲のある方	○保健師・看護師 月額100,000円以内 ○准看護師・保育士・社会福祉士・介護福祉士等 月額50,000円以内（いずれも在学期間中）	令和5年4月1日～随時	資格取得後、広尾町又は広尾町内の医療機関等で下記期間従事した場合全額免除 ○保健師・看護師…貸付を受けた期間の1.5倍 ○准看護師・保育士・社会福祉士・介護福祉士等…貸付を受けた期間の2倍	広尾町保健福祉課福祉係	01558-2-0172	<a href="https://www.town.hiroo.lg.jp/kurashi/hokenhukushi/iryoguzutusyatosukas hituke/">https://www.town.hiroo.lg.jp/kurashi/hokenhukushi/iryoguzutusyatosukas hituke/</a>

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
十勝	豊頃町	給付型	住民	豊頃町おかせり助成金（奨学金返済助成金）	<p>助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者である。</p> <p>①豊頃町内にある・あった学校に在籍したことがある者</p> <p>②Uターン者または申請前年度に学校を卒業した者</p> <p>③豊頃町に定住する意思がある者</p> <p>④日本国籍を有している者</p> <p>⑤申請年度末において30歳以下</p> <p>⑥助成金を受けようとする期間、豊頃町で住民登録されていること</p> <p>⑦助成金を受けようとする期間、町内事業所に就業していること</p>	奨学金返済額（元金分）の9割以内、上限月額1万円を豊頃町商品券で通算3年（36か月）支給します。	<p>上半期（4月～9月分）：令和6年10月1日（月）～31日（木）（予定）</p> <p>下半期（10月～3月分）：令和6年4月1日（月）～30日（火）（予定）</p>	—	豊頃町役場企画課町づくり推進係	015-574-2216	<a href="https://www.toyokoro.jp/site/iju/1297.html">https://www.toyokoro.jp/site/iju/1297.html</a>